

令和8年度 社会福祉法人南砺市社会福祉協議会 事業計画

近年の私たちを取巻く地域福祉の現状は、少子高齢化の加速と物価高騰により課題が複雑化しています。コロナ禍以降も生活困窮者は増加し、高齢者世帯や子育て世帯では生活不安も深刻化してこれらの支援需要も拡大しています。さらにヤングケアラーの支援や孤独・孤立者の居場所づくり、8050問題など多くの課題が出てきています。また、社会のデジタル化が進む一方で、高齢者や障がい者等のデジタル弱者への配慮も必要になることが予想されます。

社会福祉法人は、これらの問題を抱えている住民のより良い地域共生社会の実現を目指していくため、行政・専門職・住民が連携して早期支援につなげる仕組みづくりが重要となっています。

当会は、そうした方々に寄り添い、人と人との繋がりを大切に31地区の地域づくり協議会を中心に民生委員児童委員協議会ほか各団体と協働し、持続可能な福祉体制づくりを目指す事を基本に事業計画を進めます。

第4次南砺市地域福祉活動計画は後半の4年目を迎えます。

新しい取り組みとして、住民の複雑な困りごとに地域住民と専門職等の連携による支援方法を学ぶため、関係者が集まったの事例検討会を行います。また、さつき荘を拠点に地域とのつながりが希薄な方の居場所としての「憩いのステーション 縁の花」を開所し、利用者に寄り添いながら自己実現の後押しや生活力の向上を目指します。

次期の第5次計画には、ICTの活用を盛り込むことが必須な状況であることに鑑み、様々な場面における導入を検討していきます。また、第5次計画策定に向けて、地域づくり協議会の地区福祉活動計画の評価を進めます。

福祉センター運営では、近年の猛暑から井波社会福祉センターを高齢者や生活困窮者のためのクーリングシェルターとして空調整備を進めるほか、福光老人福祉センターの浄化槽老朽化により、農業集落排水への接続を予定しています。また、利用者に向けた新たな企画を準備し、利用者の満足度を高め、安心・安全な運営に努めます。

介護保険サービス事業は、市の指定管理受託（5年契約）の3年目を迎えます。

介護に関わる職員の確保について年々深刻化している状況です。引続き職員の募集を続け、これからも地域に不可欠なサービス事業として利用者のニーズに応えるため、職員のスキルを高めるための研修や講習を行い人材の育成を図り、円滑な運営に努めます。

昨年度は、社会福祉法人役員の一斉改選及び民生委員・児童委員の改選が重なり、当会の活動に関わる多くの方々の交代がありました。今年度も引続き関係機関や関係者の皆様のご理解ご協力をいただき各種事業の実施により一層地域福祉の向上に努めてまいります。

【第4次南砺市地域福祉活動計画 実施4年目】

推進項目

（1）未来につながる担い手を増やそう

- ・市内外の学生や企業の参画を促し、ふくし人材の育成を図ります。
「夢叶えるサポート事業」の交流を通して、福祉への理解を深めます。

（2）顔が見えるつながりをつくろう

- ・社会との関係が希薄な方の交流の場として、さつき荘において「憩いのステーション 縁の花」を新たに開所します。

（3）健康寿命をのばそう

- ・活動拠点の広がりや介護予防の推進のため、助成金について市と協議します。

(4) 安心して子どもが育つ地域をつくろう

- ・地域や企業などにおける「ふくし教育プログラム」の活用を推進します。
- ・地域の暮らしの困りごと対応に、児童・生徒の活躍の場を検討します。

(5) 助け合い、支え合いながら生活しよう

- ・困難な生活課題に対応していくために、関係者による事例検討会を開催し、地域住民と専門職等との連携強化を図ります。

(6) 孤立しない相談しやすい環境にしよう

- ・より安心して気軽に相談ができるよう、電話相談の導入と十分な周知を図り、心配ごと相談窓口の充実を図ります。

(7) 生活の困りごとについてみんなで考えよう

- ・地域の福祉関係者、地域住民、専門職を交えたケース検討の場を積極的に設け、支援のあり方やお互いの役割を確認しながら課題の解決を図ります。

(8) 災害時にも活かせるつながりをつくろう

- ・「災害時支え合いマップ」づくりを通して、備災への関心と地域の支え合いの意識を高めます。

1 法人運営部門

1 法人運営事業

- (1) **本所、サテライトの運営管理**
事務所の管理運営及び社協活動車両7台を維持管理する。
サテライトのボランティアルーム等の照明をLED照明へ更新する。
- (2) **理事会の開催（年4回程度）**
業務執行上の事項及び当面する課題について協議する。
- (3) **評議員会の開催（年3回程度）**
業務執行上の重要事項及び理事会の推薦を受け役員の選任、解任について審議、決定する。
- (4) **評議員選任・解任委員会の開催**
理事会の推薦を受けて評議員の選任、解任について審議、決定する。
- (5) **監査会の開催（年4回）**
運営管理、事業の執行状況及び財産の状況についての監査をする。
- (6) **社会福祉法人地域公益活動推進事業**
市内の8社会福祉法人が連携して情報交換し、公益的な活動を効果的に実施する。
- (7) **南砺市社会福祉大会の開催**
式典において、永年にわたり福祉活動に尽力された方を表彰し、感謝の意を表す。
開催日：令和8年10月上旬（予定）
- (8) **表彰選考委員会の開催**
被表彰候補者推薦書により審査を行い、市社協会長表彰被表彰者を決定する。
- (9) **指定管理者業務に伴う事務の適正管理**
平デイサービスセンター、上平デイサービスセンター、利賀デイサービスセンター、五箇山ホームヘルプステーション、平生活支援ハウスの指定管理を受ける。[期間：R6.4.1～R11.3.31]
- (10) **職員研修体制の充実**
よりよい支援やサービス提供を行うため、組織内の課題を共有し解決を図るための内部研修の実施、外部研修への参加により職員の資質向上を図る。生成AIを活用した業務負担の軽減の検討、砺波市社会福祉協議会との合同職員研修を実施する。
- (11) **事業継続計画（BCP）の見直し**
事業継続計画の研修を行い、職員の意識の向上を図る。また訓練等により評価と見直しを行い、より実効性のあるものに整えていく。
- (12) **社会福祉士相談援助実習生の受入れ、実習指導者の育成**
福祉系大学や社会福祉士養成施設から受け入れる実習生に対して、相談援助指導資格をもつ職員を確保するため、実習指導者講習会を受講する。
- (13) **苦情解決体制**
苦情受付及び解決に向けて、苦情解決責任者や苦情受付担当者、第三者委員を設置し、適切に対応するための体制を整える。
- (14) **経営基盤の強化**
地域福祉活動推進のため、住民や市内企業等へ社会福祉協議会会員加入及び会費納入を依頼する。また、事業及び会費への理解が得られるよう用途の周知を図る。
- (15) **職員6名の人件費**

2 基金運営事業

- (1) **地域福祉振興積立金の管理**
地域づくり協議会等へ助成するための取崩及び事業収益の積立。

3 退職手当積立事業

- (1) **全国社会福祉団体職員退職手当基金**
職員24名の加入。

2 地域福祉推進部門

4 地域総合福祉活動推進事業

(1) 第4次南砺市地域福祉活動計画（4年目）の推進

住民参加による地域づくりを計画的に推進する。

また、令和9年度にかかる第5次計画の策定に向けて、31地区の福祉活動計画の評価を行い、地域の現状や課題等を把握する。

(2) ケアネットセンターの運営

ケアネット活動を推進するため、ケアネット活動コーディネーター1名と地域担当のコミュニティソーシャルワーカーを配置。地域づくり協議会や関係機関との連携を密にしながら、事業の周知活動や、支援を必要とする方の相談に対して、地域住民や専門職を交えたケース会議を開催し、事業の推進を図る。

(3) ケアネット事業助成金の助成

要支援者に対する見守り等の活動費や、活動者を対象とした研修会等の経費として、地域づくり協議会へ上限25万円を助成する。

(4) ケアネットチーム員研修会

ケアネットチーム員が安心して活動できるよう研修会を開催し、情報共有や意見交換を行い、より活発な活動につなげる。

(5) ケアネット協力企業の呼びかけ

企業の協力を得ることで、地域で支援の必要な方の早期発見につなげ、見守りネットワーク活動を広げるよう周知を行う。

(6) ケアネット活動推進連絡会の開催

活動に対する外部評価を受けながら、活動の円滑な実施と改善を図ること、また関係機関との連携による活動推進を図ることを目的に開催する。

(7) 南砺市社会福祉大会の開催

市内の福祉活動者が一堂に会し、講演や実践発表を通して、地域福祉活動への理解や関心を深める機会として開催する。

(8) ふくし出前講座の開催

福祉活動への理解と協力を得るため、社協事業の出前講座を地域づくり協議会や自治会、サロン等へ年間を通して実施する。

南砺市社会福祉法人連絡会との連携による出前講座を一覧にまとめ、関係団体へ周知する。

(9) 福祉車両貸出事業

市内にお住まいで日常的に車いすを利用する方の家族等に、車いすのまま乗れる福祉車両を貸し出すことにより日常生活の利便性向上と社会参加の促進を図る。

(10) 職員6名の人件費

5 地域福祉ネットワーク事業

【市受託事業】

(1) 災害時支え合いマップづくり事業

災害時に支援を必要とする方を把握し、支援できる人材や避難所等を住宅地図上に記載するマップづくりを、市が進める避難行動要支援者登録と連携しながら推進する。

支援度が高い人の支援などは、福祉専門職との連携が不可欠であり、引き続きその連携方法について、検討を進める。

(2) いのちのバトン事業

救急医療情報キット「いのちのバトン」の目的や内容を周知するとともに、救急医療情報用紙を全戸配布し医療情報の更新を進める。

(3) 寄付食品の活用（フードドライブ事業）

個人や団体、企業等から食品の寄付を募り、生活困窮者や必要な方を対象に食糧支援を行う。また、地域の福祉活動や社協の事業で活用する。

(4) 兼務職員の人件費（一部）

6 総合相談所運営事業

【市受託事業】

(1) ふくし総合相談センターの設置

市民の相談を総合的に受ける窓口を設置し、職員が随時対応する。また、専門機関とも連携し、相談内容の解決に努める。

相談カレンダーを作成し、市民への周知を図る。

(2) 【拡】各種相談の開催

心配ごと相談員による心配ごと相談（4会場、年36回）、弁護士による法律相談（月1回）、司法書士による相続相談（月1回）、職員による休日相談（月1回）を開催する。

心配ごと相談の井波会場・福光会場において、相談日当日に電話での相談を受け付ける。また、休日相談は、welcomeカフェと同時間帯とシタイアップを図る。

(3) 心配ごと相談員研修会の開催

心配ごと相談員の知識向上やスキルアップのため、研修会を行う。

7 障害者社会参加事業

(1) 障害者理解促進研修・啓発事業 【市受託事業】

市民に向け、当事者との交流を通して、障がいへの理解を深めるための講座を開催し、受講者が担い手として活動できるよう働きかける。

8 福祉入門事業

【市受託事業】

(1) 手話奉仕員養成講習会〔基礎編 全24回〕の開催

聴覚障がいへの理解を深め、手話を用いて日常会話ができるようになることを目指し、手話奉仕員養成講習会（基礎編）を実施する。講師はろう者や手話通訳者など。

※ミントウ井波文化センター（株式会社ホクタテ高岡支社）へ業務委託する。

9 地区社協助成事業

(1) 地区福祉活動助成

社協会費と地域福祉振興積立金を活用し、福祉課題の解決に向けて取り組む事業と、継続的に取り組むことを必要とする福祉事業に対して、地域づくり協議会へ助成する。

10 ボランティア助成事業

(1) ボランティア活動団体へ助成

ボランティア活動だけでなく広く地域福祉活動を行っている団体も助成対象とし、定期的な活動や団体が企画・開催する交流会、団体同士がつながりを持って行う活動に助成する。

11 各団体助成事業

(1) 各種団体活動へ助成

南砺市遺族会	738千円	南砺市老人クラブ連合会	186千円
南砺市遺族会福光支部	140千円	井波招魂社奉賛会	151千円

12 高齢者交流サロン事業

【市受託事業】

(1) 高齢者交流サロン事業「定期交流型」「運動中心型」

地域の身近な場所で、参加者相互の交流により介護予防と健康増進を図る。また、地域でのふれあいや助け合い推進の拡大を図る。

- ①集落や地区単位で実施しているサロン団体への助成や相談等の活動支援を行う。
- ②サロンのお世話方を対象にサロン研修会を開催し、サロン活動の継続と充実を図るため、レクリエーション紹介や出前講座等の情報提供を行う。
- ③サロン活動機材の貸出整備と周知を図る。

13 高齢者生きがい対策事業

【市受託事業】

(1) スポーツ教室等委託事業

井波、福野、福光の3地域で実施。スポーツや娯楽を通して健康づくりや、生きがいを持って生活を送ることを目的に実施する。

14 高齢者相談対策事業

(1) 【強】生活支援コーディネーター活動事業【市受託事業】

生活支援コーディネーターを5名配置し、第2層圏域でのネットワークや既存の取り組みを活用しながら地域の支援ニーズとサービスをつなぐ等のコーディネート業務を実施する。

また、第1層コーディネーター（リハビリテーション専門職）に同行訪問、介護予防や高齢者の社会参加につながる支援を行う。

新たに、1つの世帯に複数の課題が存在するケース（例：8050世帯、身寄りのない方）に対する対応力を高めるため、市内2カ所で地域住民・専門職を交えた事例検討会を開催する。

(2) 高齢者の総合相談窓口業務、実態把握事業【市受託事業】

市地域包括支援センターからの依頼により、自宅訪問による実態把握調査を実施する。また、高齢者に関する相談ケースについて、包括システムを活用し関係機関と情報共有を図る。

(3) 兼務職員の人件費（一部）

15 ボランティアセンター運営事業

(1) ボランティアセンターの運営、センターの基盤強化

① ボランティアセンター運営委員会を設置し、関連事業について意見交換を行う。

② ボランティアセンター登録、ボランティア保険の加入受付等の手続きのほか、ボランティア活動のコーディネートや助成金申請等の相談支援を行う。

③ ホームページ、ブログ、インスタグラムを活用した情報発信に努める。

(2) 福祉教育の推進、ボランティア活動参加の促進

① 「ふくし教育プログラム」が学校や地域づくり協議会等で活用されるよう働きかけ、福祉への理解を深める機会の拡大を図るとともに、学校と地域の団体および企業との連携を強化する。

② 福祉教育・ボランティアを担当する教職員を対象に研修会を開催する。

(3) 災害ボランティアセンターの基盤整備

① 地域づくり協議会や災害時連携協定団体などへ呼び掛け、センター運営訓練を実施。災害ボランティアセンターの役割やICTを活用した運営方法について学ぶ。

② 災害時連携協定団体との情報交換会を実施し、具体的な動きについて情報共有を図る。

(4) 【強】ボランティア活動者の養成

① 生きがいをサポートする「夢叶えるサポート事業」にボランティア協力の声かけを行い、誰もが地域でいきいきと生活できる仕組みをつくる。

② ボランティア活動希望者へ活動先を紹介し、市民のボランティア活動の増進を図る。

③ サービスにつながらない生活課題に対応したボランティアの養成を検討する。

(5) ボランティア受入れ施設との連携強化

① 施設でのボランティア受入れ状況等を確認し、ボランティア募集情報の発信強化、ボランティア活動希望者とのマッチングを行う。

② 施設職員を対象にボランティア受入れ研修会を開催し、研修・情報交換を行う。

(6) 【拡】ボランティア交流事業

ボランティア体験を通して多世代交流を生み出し、楽しく学ぶことができるボランティアフェスティバルを開催する。その中でグループ同士の繋がりを深め、互いの活動を認め、励まし合い、アフターコロナのボランティア活動の活性化を目指す。

16 ボランティアコーディネーター設置事業

(1) ボランティアコーディネーターの設置

職員4名をボランティアコーディネーターとして設置し、ボランティア活動の推進を図る。

17 児童生徒のボランティア活動普及事業

(1) 児童・生徒のボランティア活動普及事業

市内の小中学校、義務教育学校、高等学校、総合支援学校（全17校）を福祉教育推進校とし、ボランティア活動普及のための補助金を交付する。

18 共同募金配分事業

(1) 広報紙の発行

社協の事業や地域の福祉活動、ボランティア情報などを地域の方へ広く伝えるため、隔月で広報紙を発行し、全戸配布する。

(2) ふれあい・いきいきサロン事業「だれでも型」

年齢や障がいの有無に関わらず、地域の身近な場所で誰もが気軽に集える居場所づくりに取り組む団体に対して、地域での孤立防止やコミュニティづくり、支え合いの仕組みづくりを目的に活動支援を行う。

また、新規サロンの立ち上げや集落サロン普及を目的とした巡回サロンを支援するための上乗せ助成金を設け、サロン活動の推進を図る。

(3) 憩いのステーション

地域で孤立している方の日中の居場所づくりを目的として定期的開催。参加者のペースで過ごせる居場所を提供し、社会参加のきっかけづくりを行う。

① 縁の木（会場：サテライト）

職員が常駐しており、気軽に立ち寄り悩みを相談できる場所として開放する。

② 【新】縁の花（会場：さつき荘） ※49ページ補足資料参照

入浴施設の利用や畑を活用した活動を取り入れる。

(4) 外国人支援事業 welcomeカフェ

年齢や障がい、国籍等を問わず、だれでも気軽に参加し相談できる居場所づくりを目的としたカフェを実施する。南砺市在住の外国人を講師として招き、ゲームや料理などを体験できる居場所とする。

(5) ドリンクサービス事業

市内の障がい者施設の方を対象に、地域で行われるサロンや会議においてコーヒー等を出す機会を提供することで社会参加の促進を図る。また、地域住民の障がい者理解を深める。

19 生活困窮者自立支援事業

(1) 家計改善支援事業 【市受託事業】

関係機関と連携し、生活困窮者の家計収支等に関する課題の評価・分析を行い、状況に応じた家計再生プランを作成する。また、滞納の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援、債務整理に関する支援、貸付の斡旋等を行う。

(2) 【改】生活困窮者支援給付等事業

生活に困窮している世帯を対象に、相談支援を行い、状況に応じて必要な現物給付や少額の貸付を行う。

また、関係機関と連携し、対象世帯の自立や安定した生活に向けて、継続的に支援する。

(3) 職員1名（相談支援員として市へ派遣）の person 費

20 日常生活自立支援事業

【県社協受託事業】

(1) 【強】日常生活自立支援事業

高齢や障がい等により福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理を自分ひとりの判断で行うことに不安のある方に対して、生活支援員が定期的に訪問し、日常生活上の様々な手続きや金銭管理等の支援を行う。専門員を配置し、利用希望者に対する早期の相談支援、困難事例への対応強化を図る。

また、生活支援コーディネーターと連携し、地域、関係機関、関係者を交えたケース会議を開催する。

災害時の利用者の安否確認の体制を整備する。

(2) 職員の事例検討会の開催

職員の担当ケースについて、情報共有や事業間連携を図るため開催する。

(3) 南砺市生活支援員登録者研修会の開催

市内の生活支援員登録者を対象に、利用者及び対人援助技術の向上、生活支援員相互の情報交換・交流を図ることを目的として開催する。

(4) 職員4名（専門員）の person 費

2 1 生活福祉資金貸付事務事業

【県社協受託事業】

(1) 県社協生活福祉資金の貸付事務

生活困窮世帯、低所得世帯、障がい者または高齢者の属する世帯に対し、県社協への資金の貸付手続きと、自立のために必要な相談支援を行う。

(2) 緊急小口資金等の特例貸付の償還事務

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例措置として行われた生活福祉資金貸付について償還事務手続き及び借受人の生活状況に応じた相談支援を行う。

(3) 兼務職員の人件費（一部）

2 2 小口資金貸付事業

(1) 生活支援資金貸付事業償還事務

本事業の利用者に対し償還を働きかけるとともに、経済的な自立と生活の安定を図るための相談支援を行う。

3 福祉センター等運営部門

23 福野老人福祉センター運営事業

- (1) 福野老人福祉センター「さつき荘」の運営
入浴施設を有する高齢者の憩いと健康増進を図る場として管理運営する。
- (2) 利用しやすく親しみのある施設運営の取り組み
カラオケや囲碁将棋、軽体操、脳トレ等、毎日いずれかの事業を取り入れ利用促進を図る。
- (3) 職員の人件費
施設長1名、施設管理員1名、清掃員1名

24 福光老人福祉センター運営事業

- (1) 福光老人福祉センター「福光温泉」の運営
温泉施設を有する高齢者の憩いと健康増進を図る場として管理運営する。
- (2) 利用しやすく親しみのある施設運営の取り組み
天然温泉であることの魅力を生かし幅広い世代の利用促進を図る。
割引率の高い回数券の利用PRに努め集客につなげる。
団体割引制度の活用などで地域住民の大広間の利用促進に努め地域づくり活性化に貢献する。
- (3) 職員の人件費
施設長1名、施設管理・清掃員2名

25 井波社会福祉センター運営事業

- (1) 井波社会福祉センターの運営
各種団体の集会場・趣味の場として管理運営する。
- (2) 利用しやすく親しみのある施設運営の取り組み
1階ロビーに空調設備を取り付け、クーリングシェルターとして開放する。
旧庁舎(跡地)再整備後の人流動向を予測し、利用促進につながるよう運営企図する。
利用者の要望や感想等の声に耳を傾け、安心、安全な建物の管理に努める。
- (3) 職員の人件費
施設長1名、施設管理員1名、清掃員1名

26 井口社会福祉センター運営事業

- (1) 井口社会福祉センターの運営
各種団体の集会場・趣味の場として管理運営する。
※令和3年度より井口地域づくり協議会へ管理運営業務を委託。

27 すぱーく福野運営事業

- (1) 屋内ゲートボール場「すぱーく福野」の運営
高齢者の生きがいづくりと健康増進を図る場として管理運営する。
※平成5年度より福野ゲートボール協会へ管理運営業務を委託。
- (2) 利用促進のための取り組み
各地区のゲートボール協会団体を通して利用を呼びかけるとともに、人工芝の全天候型2面コートの特長を生かして大会開催等の利用促進を図る。

4 介護保険等サービス部門

28 ホームヘルプ事業

【市指定管理】

(1) 五箇山ホームヘルプステーションの運営

指定管理期間：令和6年4月1日～令和11年3月31日（3/5年目）

(2) 提供するサービス

①訪問介護

ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排泄、食事などの身体介護や調理、掃除、洗濯、買物などの生活援助を行う。

②介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業

利用者が自力で困難な行為について、ホームヘルパーによるサービスを提供する。

③障害福祉サービス

障害者の日常生活及び社会を総合的に支援する法律に基づき、居宅において日常生活を営むことができるよう身体介護や生活援助、相談及び助言を行う。

(3) 職員2名の人件費

29 デイサービスセンター運営事業

【市指定管理】

(1) 平、上平、利賀デイサービスセンターの運営

指定管理期間：令和6年4月1日～令和11年3月31日（3/5年目）

(2) 提供するサービス

①地域密着型通所介護

入浴、食事などの日常生活上の支援や生活行為向上のための支援を日帰りで行う。

②介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業

日常生活上の支援などを行う共通サービスと、生活機能向上活動の場を提供する。

③障害福祉サービス

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、日常生活上の世話や機能訓練、相談及び助言を行う。

④運営推進会議の開催

事業所が利用者、利用者の家族、地域住民の方々に対して、提供しているサービス内容を明らかにすることを目的とし、各事業所が自ら設置する会議を6か月に1回以上、定期的に開催する。

(3) 職員19名の人件費

管理者3名、生活相談員3名、看護師2名、介護士・介護員8名、調理員3名

30 生活支援ハウス運営事業

【市指定管理】

(1) 生活支援ハウスの運営

指定管理期間：令和6年4月1日～令和11年3月31日（3/5年目）

(2) 提供するサービス

高齢者の福祉増進を図るため、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供する。

(3) 兼務職員、宿日直職員の人件費